官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務六二）　二
○予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働九四）　三
〔法規的告示〕
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働二六三）　四
○定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件の一部を改正する件（国土交通九〇一）　四
〔その他告示〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁一一）　四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務二七）　五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同二八）　五
○電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第五項の規定に基づき告示する件（総務三三四）　六
○共同募金会が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金として承認する件（同三三五）　六
○特定国外派遣組織を指定する件（同三三六、三三八）　六
○登録証明機関の技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称及び所在地の変更に関する件（同三三七）　七
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務三八二）　七
○各都道府県共同募金会が令和七年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（財務二五六）　七
○石川県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する納付の期限を指定する件（厚生労働二六四）　七
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業一四三）　八
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（国土交通九〇二）　八
○汚染状況重点調査地域の指定を解除する件（環境六七）　八
○駐留軍用地特措法の規定により土地の使用を認定した件の一部改正に関する件（防衛二二四、二二五）　八
○道路に関する件（関東地方整備局二〇五）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局五四～五六）　八
○建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件（中国地方整備局七〇）　八
○北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（北海道開発局八四）　九
〔人事異動〕
内閣　人事院　内閣府・文部科学省
法務省
〔叙位・叙勲〕　九
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
令和六年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要の公表について（農林水産省）　一〇
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一〇
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一〇
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（長崎労働局最低賃金公示一）　一二
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配一〇九）　一二
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、建設業の許可の取消処分、公示送達関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　一三

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

特殊法人等

企業年金基金清算結了・清算人退任、令和六年能登半島地震における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金に関する個人型年金規約第八十七条の二第二項、第八十七条の三第二項及び第八十七条の四第二項に規定する国民年金基金連合会が定める日を指定する件関係

会社その他

省　令

○財務省令第六十二号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の五第五項及び第七項並びに第四十二条の十二の六第十項及び第十二項並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の三第五項及び第二十七条の十二の四第四項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

財務大臣　加藤　勝信

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の十一第二項を次のように改める。

2　施行令第五条の六の三第五項に規定する財務省令で定める書類は、当該個人が受けた次の各号に掲げる法第十条の五の三第一項に規定する特定認定の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項の認定　当該特定認定に係る経営力向上に関する命令（平成二十八年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号）第二条第一項の申請書（当該申請書に係る同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第三条第一項の申請書を含む。以下この号において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書の写し

二　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の認定　当該特定認定に係る食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成三年農林水産省令第三十八号）第三条第一項、第六条第一項、第八条第一項又は第十条第一項の申請書（以下この号において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に添付された同法第十三条各号に掲げる計画の写し（当該計画につき同法第七条第一項（同法第八条第七項、第九条第八項又は第十条第七項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第五条第一項（同令第六条第三項、第八条第三項又は第十条第三項において準用する場合を含む。）の申請書（以下この号において「変更認定申請書」という。）の写し及び当該変更認定申請書に添付された変更後の同法第十三条各号に掲げる計画の写し（当該認定申請書（当該変更認定申請書を含む。）に係る認定通知書の写し

第五条の十二の二第一項第一号を次のように改める。

一　法第十条の五の五第一項の規定の適用を受ける場合　同条第五項に規定する明細書及び次に掲げる同条第一項に規定する特定認定の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十二第一項の認定　当該特定認定に係る産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十一条の二第一項に規定する認定申請書（法第十条の五の五第一項の規定の適用に係る同項に規定する生産工程効率化等設備が記載されたものに限るものとし、当該認定申請書に係る産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項に規定する事業適応計画につき同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第一項に規定する変更認定申請書を含む。イにおいて「認定申請書等」という。）の写し及び当該認定申請書等に係る同令第十一条の三第一項の認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第四項の変更の認定書を含む。）の写し

ロ　法第十条の五の五第一項に規定する事業活動計画認定　当該特定認定に係る食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則第八条第一項の申請書（ロ及び次項第二号において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に添付された食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十七条第三項に規定する環境負荷低減事業活動計画（法第十条の五の五第一項の規定の適用に係る同項に規定する生産工程効率化等設備が記載されたものに限る。ロにおいて「環境負荷低減事業活動計画」という。）の写し（当該環境負荷低減事業活動計画につき食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則第八条第一項の申請書（ロ及び次項第二号において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に添付された同法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第五条第一項（同法第八条第七項、第九条第八項又は第十条第七項において準用する場合を含む。）の申請書（以下この号において「変更認定申請書」という。）の写し及び当該変更認定申請書に添付された変更後の同法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第五条第一項の申請書（ロ及び同号において「変更認定申請書」という。）の写し及び当該変更認定申請書に添付された変更後の環境負荷低減事業活動計画の写しを含む。）並びに当該認定申請書（当該変更認定申請書を含む。）に係る認定通知書の写し

2　法第十条の五の五第七項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる同条第一項に規定する特定認定の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定　当該特定認定に係る産業競争力強化法施行規則第十一条の二第一項に規定する認定申請書（法第十条の五の五第三項の規定の適用に係る同条第一項に規定する生産工程効率化等設備が記載されたものに限るものとし、当該認定申請書に係る産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項に規定する事業適応計画につき同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第一項に規定する変更認定申請書等（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第四項の変更の認定書を含む。）の写し

二　法第十条の五の五第一項に規定する事業活動計画認定　当該特定認定に係る認定申請書の写し及び当該認定申請書に添付された食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十七条第三項に規定する環境負荷低減事業活動計画（法第十条の五の五第三項の規定の適用に係る同条第一項に規定する生産工程効率化等設備が記載されたものに限る。以下この号において「環境負荷低減事業活動計画」という。）の写し（当該環境負荷低減事業活動計画につき食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第九条第八項において準用する同法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る変更認定申請書に添付された変更後の環境負荷低減事業活動計画の写しを含む。）並びに当該認定申請書（当該変更認定申請書を含む。）に係る認定通知書の写し

第二十条の九第三項中「及び第五項において」を「において」に改め、同条第五項第一号を次のように改める。

一　法第四十二条の十二の四第一項第一号に掲げる減価償却資産　当該法人が受けた次に掲げる同項に規定する特定認定の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　中小企業等経営強化法第十七条第一項の認定　当該特定認定に係る経営力向上に関する命令第二条第一項の申請書（当該申請書に係る同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第三条第一項の申請書を含む。イにおいて「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書の写し

ロ　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の認定　当該特定認定に係る食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する法律施行規則第三条第一項、第六条第一項、第八条第一項又は第十条第一項の申請書（ロにおいて「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に添付された同法第十三条各号に掲げる計画の写し（当該計画につき同法第七条第一項（同法第八条第七項、第九条第八項又は第十条第七項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第五条第一項（同令第六条第三項、第八条第三項又は第十条第三項において準用する場合を含む。）の申請書（ロにおいて「変更認定申請書」という。）の写し及び当該変更認定申請書に添付された変更後の同法第十三条各号に掲げる計画の写し（当該変更認定申請書を含む。）並びに当該認定申請書（当該変更認定申請書を含む。）に係る認定通知書の写し

第二十条の九第五項第二号ロ中「中小企業者等」を「法人」に改める。

6　法第四十二条の十の二第六項を次のように改める。

第二十条の十二の六第十項及び第十二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる同条第一項に規定する特定認定の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定　当該特定認定に係る産業競争力強化法施行規則第十一条の二第一項に規定する認定申請書（法第四十二条の十二の六第一項又は同条第二項の規定の適用に係る同条第一項に規定する生産工程効率化等設備が記載されたものに限るものとし、当該認定申請書に係る産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項に規定する事業適応計画につき同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第一項に規定する変更認定申請書を含む。以下この号において「認定申請書等」という。）の写し及び当該認定申請書等に係る同令第十一条の三第一項の認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第十一条の四第四項の変更の認定書を含む。）の写し

二　法第四十二条の十二の六第一項に規定する事業活動計画認定　当該特定認定に係る食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則第八条第一項の申請書（以下この号において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に添付された食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十七条第三項に規定する環境負荷低減事業活動計画（法第四十二条の十二の六第一項又は第二項の規定の適用に係る同条第一項に規定する生産工程効率化等設備が記載されたものに限る。以下この号において「環境負荷低減事業活動計画」という。）の写し（当該環境負荷低減事業活動計画につき食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則第八条第一項の申請書（以下この号において「変更認定申請書」という。）の写し及び当該変更認定申請書に添付された変更後の環境負荷低減事業活動計画の写しを含む。）並びに当該認定申請書（当該変更認定申請書を含む。）に係る認定通知書の写し

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第九十四号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（接種の方法） **第二十四条**　新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種は、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの間に次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和五年八月二日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＸＥＣに対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・六ミリリットルとする方法 二　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和六年五月二十九日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＬＰ．８．１に対する抗原を含むワクチンに限る。）を充填済シリンジ剤により一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法	（接種の方法） **第二十四条**　新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種は、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの間に次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和三年二月十四日に医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＪＮ．１系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法 二　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和三年五月二十一日に医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＪＮ．１系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

三　組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ワクチン（令和六年九月五日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＬＰ．８．１に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

四　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和六年十月三日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＬＰ．８．１に対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

五　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和七年八月二十八日に医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＸＥＣに対する抗原を含むワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

三　組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ワクチン（令和四年四月十九日に医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＪＮ．１系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

四　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和五年八月二日に医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＪＮ．１系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・六ミリリットルとする方法

五　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和五年十一月二十八日に医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＪＮ．１系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

法規的告示

〇厚生労働省告示第二百六十三号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療	第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療
一～四十一　（略）	一～四十一　（略）
四十二　削除	四十二　ネシツムマブ静脈内投与療法　切除が不可能なＥＧＦＲ遺伝子増幅陽性固形がん（食道がん、胃がん、小腸がん、尿路上皮がん又は乳がんに限る。）
四十三～五十八　（略）	四十三～五十八　（略）

〇国土交通省告示第九百一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　（略）	第一　（略）
2　高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。	2　高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。
一　共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）	一　共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）
二～九　（略）	二～九　（略）

附　則

この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

その他告示

〇デジタル庁告示第十一号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和七年九月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　令和七年度北海道紋別市冬の生活支援臨時給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度紋別市一般会計補正予算における、北海道紋別市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和七年度千葉県柏市物価高騰対策生活応援商品券（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度柏市一般会計補正予算における、千葉県柏市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三　令和七年度長野県中川村住民税非課税世帯米購入助成券（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度中川村一般会計補正予算における、長野県中川村から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁総務省告示第二十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和七年九月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

一　令和七年度北海道紋別市冬の生活支援臨時給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度紋別市一般会計補正予算における、北海道紋別市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯（同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）並びに同条第三号ロ及びハに掲げる個人又は世帯その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第三号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二　令和七年度千葉県柏市物価高騰対策生活応援商品券（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度柏市一般会計補正予算における、千葉県柏市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

三　令和七年度長野県中川村住民税非課税世帯米購入助成券（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度中川村一般会計補正予算における、長野県中川村から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁総務省告示第二十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和七年九月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報
一　令和七年度北海道紋別市冬の生活支援臨時給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度紋別市一般会計補正予算における、北海道紋別市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和	令和七年度北海道紋別市冬の生活支援臨時給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度紋別市一般会計補正予算における、北海道紋別市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給に関する情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する情報

五年内閣府・総務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及び同条第二号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及び同条第三号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第二号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯として国が交付する給付金を支給することを目的として国が交付する給付金であつて、市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給されるものを含む。）の支給に関する情報を一条第三号に掲げる情報（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に関する情報をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第三百三十四号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の二の七第一項第五号の確認措置に係る電気通信役務の認定をしたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月三十日

総務大臣　村上誠一郎

認定を受けた電気通信役務（以下「認定役務」という。）を提供する電気通信事業者の氏名又は名称	認定役務の名称	認定役務の内容	認定をした日
UQコミュニケーションズ株式会社	UQ通信サービス契約	別記のとおり	令和７年８月26日

別記　仮想移動電気通信サービス（平成28年総務省告示第106号）（電気通信事業法第26条第１項各号の電気通信役務を指定する件）第１項第３号に規定する仮想移動電気通信サービスをいう。）以外の無線インターネット専用サービス（同項第２号に規定する無線インターネット専用サービスをいう。）。ただし、法人契約その他の電気通信事業法施行規則第22条の２の７第１項第１号から第４号までに掲げる場合に締結される契約により提供されるもの及び特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第２条第１項に規定する訪問販売又は同条第３項に規定する電話勧誘販売によるものを除く。

○総務省告示第三百三十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第一号の規定に基づき、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会が令和七年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、当該共同募金会に対して支出された当該寄附金のうち、令和七年十月一日から同年十二月三十一日までの間に支出された寄附金については令和八年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、並びに令和八年一月一日から同年三月三十一日までの間に支出された寄附金については令和九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

令和七年九月三十日

総務大臣　村上誠一郎

社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○総務省告示第三百三十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月三十日

総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　令和七年度統合防空ミサイル防衛実弾射撃訓練実施部隊
二　国外派遣期間　令和七年十月一日から令和七年十一月二十六日まで
三　派遣人数（概数）　百九十人程度
四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国テキサス州及びニューメキシコ州

○総務省告示第三百三十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定に基づき、登録証明機関として登録した一般財団法人テレコムエンジニアリングセンターから技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月三十日

総務大臣　村上誠一郎

一　技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称及び所在地

事務所の名称	事務所の所在地
一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター本部	東京都品川区八潮五丁目七番二号
一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター西日本サービスセンター	大阪府大阪市中央区島之内一丁目二十一番十九号
一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター中日本サービスセンター	愛知県名古屋市東区東片端町二十三番地

二　変更年月日

令和七年九月三十日

○総務省告示第三百三十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月三十日　総務大臣　村上誠一郎

一　名　称　令和七年度豪州における実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年十月一日から令和七年十月二十八日まで
三　派遣人数（概数）　六十人程度
四　派　遣　地　域　オーストラリア連邦

○外務省告示第三百八十二号

国際連合安全保障理事会決議第一五一八号に基づき設立された同理事会委員会が令和七年八月五日に発出した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日　外務大臣　岩屋　毅

別表の１．の88．を次のように改める。

（別表）１．国際連合安全保障理事会決議第1483号23(b)の対象となる個人を以下のとおり指定する。

88．バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・ハサン・アル・ティクリーティー
Bashar Sabawi Ibrahim Hasan Al-Tikriti
(original script: بشار سباوي إبراهيم حسن التكريتي)
国連参照番号：IQi.085
生年月日：1970／7／17
出生地：バグダッド、イラク
Baghdad, Iraq
別名：バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・アル・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・アル・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・ハサン・アル・バイヤート；アリ・ザフィール・アブドッラー；バッシャール・アル・ナースィリー
Bashar Sab' awi Ibrahim Hasan Al-Tikriti ; Bashir Sab' awi Ibrahim Al-Hasan Al-Tikriti ; Bashir Sabawi Ibrahim Al-Hassan Al-Tikriti ; Bashar Sabawi Ibrahim Hasan Al-Bayjat ; Ali Zafir 'Abdullah' ; BASHAR AL-NASIRI
国籍：イラク
Iraq
住所等：ダマスカス、アッザバーダーニー、ファード・ダーウード農場、シリア；ベイルート、レバノン
Fuad Dawod Farm, Az Zabadani, Damascus, Syrian Arab Republic ; Beirut, Lebanon
リスト掲載日：2005年7月27日（2025年8月5日改訂）

○財務省告示第二百五十六号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第四号の規定に基づき、各都道府県共同募金会が令和七年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

令和七年九月三十日　財務大臣　加藤　勝信

社会福祉事業又は更生保護事業を行うことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○厚生労働省告示第二百六十四号

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）第十六条の二第二項及び第四項の規定に基づき、富山県及び石川県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（令和六年厚生労働省告示第四号）により、同条第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として指定された場合（石川県輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び能登町に係る場合に限る。）における同条第二項又は第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、令和七年十月三十一日とする。

令和七年九月三十日　厚生労働大臣　福岡　資麿

○経済産業省告示第百四十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和六年経済産業省告示第五号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年九月三十日　経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域	指定の期間
令和六年能登半島地震	石川県	令和六年一月一日から令和七年十二月三十一日まで
	金沢市	
	七尾市	
	小松市	
	輪島市	
	珠洲市	
	加賀市	
	羽咋市	
	かほく市	
	白山市	
	能美市	
	河北郡津幡町	
	河北郡内灘町	
	羽咋郡志賀町	
	羽咋郡宝達志水町	
	鹿島郡中能登町	
	鳳珠郡穴水町	
	鳳珠郡能登町	

○国土交通省告示第九百二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、東京都市計画土地区画整理事業品川駅西口土地区画整理事業の事業計画の変更（第一回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月三十日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　縦覧開始の日　令和七年十月一日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　東京都中央区八重洲一丁目三番七号八重洲ファーストフィナンシャルビル一八階
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○環境省告示第六十七号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十三条第一項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第三十二条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和七年九月三十日

環境大臣　浅尾慶一郎

一　汚染状況重点調査地域の指定を解除した年月日

令和七年九月三十日

二　汚染状況重点調査地域の指定を解除した区域

福島県の区域のうち、棚倉町の区域

○防衛省告示第二百二十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第七条第一項の規定に基づき、令和六年防衛省告示第三十五号（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により土地の使用の認定をした件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年九月三十日

防衛大臣　中谷　元

三中「沖縄県那覇市前島三丁目二四番地三の一　沖縄防衛局那覇出張所」を「沖縄県那覇市樋川一丁目一五番地一五　那覇第一地方合同庁舎　八階　沖縄防衛局那覇出張所」に改める。

○防衛省告示第二百二十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第七条第一項の規定に基づき、令和六年防衛省告示第百九十三号（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により土地の使用の認定をした件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年九月三十日

防衛大臣　中谷　元

三中「沖縄県那覇市前島三丁目二四番地三の一　沖縄防衛局那覇出張所」を「沖縄県那覇市樋川一丁目一五番地一五　那覇第一地方合同庁舎　八階　沖縄防衛局那覇出張所」に改める。

○関東地方整備局告示第二百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	日野市大字川辺堀之内五六八番一から同市東豊田一丁目一六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月三十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号及び四百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
阿賀野市寺社字鴨深甲三〇八番三から同市下黒瀬字前川原一二九七番一まで	前	A　一一・八メートル～一〇・〇メートル	九四・五〇キロメートル～一六四・四八キロメートル	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　一〇・〇メートル～一〇・〇メートル	一六四・四八キロメートル～一六八・二八三キロメートル	
		C　八・三メートル～一〇・〇メートル	四五・七〇キロメートル～一六八・二八三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長岡市宮本東方町字山本甲七三九番から同市宮本東方町字熊ノ田一七八番二まで	前	六二・八メートル～一〇・〇メートル	九四七キロメートル～一〇九・八一キロメートル
	後	六二・八メートル～一〇・〇メートル	九四七キロメートル～一〇九・八一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	長岡市宮本東方町字山本甲七三九番地内	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月三十日

○中国地方整備局告示第七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十五年中国地方整備局告示第九十号の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日

中国地方整備局長　杉中　洋一

別表の指定番号一の項、指定をした日欄中「令和二年九月二日」を「令和七年九月五日」に、指定の有効期間欄中「令和二年九月十八日から五年間」を「令和七年九月十八日から五年間」に改める。

○北海道開発局告示第八十四号

国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）第二条第一項の規定に基づき、北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示を次のように定める。

令和七年九月三十日

北海道開発局長　遠藤　達哉

北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示

北海道松前沖及び檜山沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占用料又は土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。

別表

一　占用料

占用区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）	占用面積一平方メートルにつき一年	一月以上　三十円 一月未満　三十三円
その他のケーブル等	長さ一メートルにつき一年	

備考

1　占用面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル未満若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又は占用面積若しくは長さに〇・〇一平方メートル未満若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

2　占用の期間が一月以上の場合、その期間が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお一月未満の端数があるときはこれを一月として計算するものとする。

二　土砂採取料

採取物区分	単位	金額
土砂　客土用又は盛土用土砂で砂利の入らないもの	一立方メートルにつき	百五十四円
砂　直径〇・五センチメートル未満のもの		百八十七円
切込砂利　直径〇・五センチメートル以上八センチメートル未満のもので土砂交じりのもの		
砂利　直径〇・五センチメートル以上八センチメートル未満のもので土砂を含まないもの		
栗石　直径八センチメートル以上十五センチメートル未満のもの		
玉石　直径十五センチメートル以上三十センチメートル未満のもの		二百五十三円
転石　直径三十センチメートル以上のもの		千五十六円

備考

採取容積が一立方メートル未満であるとき、又は採取容積に一立方メートル未満の端数があるときは、その全容積又はその端数の容積を一立方メートルとして計算するものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣石破茂はアメリカ合衆国へ出張のところ九月二十五日帰朝した。

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　赤澤　亮正

経済産業大臣武藤容治帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　赤澤　亮正

内閣府特命担当大臣武藤容治帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免ずる（以上九月二十五日）

人事院

○人事院総裁職務代行

人事院総裁川本裕子は、九月二十九日から海外に出張したので、その期間中、国家公務員法第十一条第三項の規定により、人事官伊藤かつらが人事院総裁の職務を代行する（九月二十九日）

内閣府　文部科学省

原子力損害賠償・廃炉等支援機構監事に任命する（九月二十六日）　関根　愛子

法務省

（水戸地方検察庁下妻支部検事）

検事　沖　佑里乃

東京地方検察庁検事に配置換する

（東南アジア諸国連合日本政府代表部参事官）外務事務官　伊藤　淳

検事一級（東京地方検察庁検事）に転任させる

（金沢区検察庁副検事）副検事　天山　孝志

辞職を承認する（以上九月二十六日）

叙位・叙勲

○叙位

（一等陸佐）　江戸川祥子

従五位に叙する

伊藤　幹雄　奥村　幹夫

酒井　浩一　堀岡　晃

若野　茂生

正六位に叙する（各通）

石川　守　小林　和雄

久保　幸信　山田　幸雄

（警視庁警部補）

竹本　裕　根本　信夫

吉山　一宏　渡邉　璋

従六位に叙する（各通）

照屋　昌秀

川井　憲一

佐々木年彦

高橋　禎典

原田　芳雄

従七位に叙する（以上八月二十一日）

（高エネルギー物理学研究所名誉教授）

山川　達也

従四位に叙する

鐘ケ江管一　瀧　俊弘

従五位に叙する（各通）

伊藤　春樹　後藤　正規

正六位に叙する（各通）

新井　正明　浦　貢

加納　新次　川田美佐男

神能　力雄　高橋　英一

濱石　安喜　溝下　嘉博

従六位に叙する（各通）

荒　重徳　佐藤　幸一

吉田　宏　依田　清登

正七位に叙する（各通）

大野　勤　鴨志田亀雄

従七位に叙する（各通）（以上八月二十二日）

（富山大学名誉教授）

正四位に叙する

松尾　裕　三舟　侑司

従五位に叙する（各通）

阿部　琢也　稲田美津子

大竹　一生　友塚　信行

正六位に叙する（各通）

荒木　文朗　伊藤　友孝

大村　忠　金　勝治

鈴木　英二　田村　一哉

山室　孝信

従六位に叙する（各通）

木脇　孝彦　野澤　健

正七位に叙する（各通）

荒谷　英夫　川野　孝史

従七位に叙する（各通）（以上八月二十三日）

小澤　淳二

酒井　英憲

中村　富次

花里　直大

松本　欣也

上野　雅晴

村上　幸隆

島村　宏

成田　伸也

照屋　昌秀

川井　憲一

佐々木年彦

高橋　禎典

原田　芳雄

太田　學

菊池　強郎

中川　春郎

平野　鎭夫

高梨　幸輔

（お茶の水女子大学名誉教授）　五十嵐　脩

正四位に叙する
（鶴岡工業高等専門学校名誉教授）　伊藤　正之

従四位に叙する
今井　健祐　大西　克美

従五位に叙する（各通）
菊地　康雄　後藤　輝夫
松本　吉史　宮内　公美
吉本　信子

正六位に叙する（各通）
内田　宏　木原　康博
鷹見　哲郎　高旨　孝一
能島　昇三　松岡　壯夫
森田　茂　善本　萬一

従六位に叙する（各通）
木村　博　茶谷　登

正七位に叙する
小川　豊

従七位に叙する（各通）（以上八月二十四日）
井上　一成

従三位に叙する
池田　真　宇賀　武

従五位に叙する（各通）
糸井　吉則　大久保正司
川原　章生　渡辺　新一

従六位に叙する（各通）
川西　光男　丹野　忠彦
村上　清志　横島　喜一

正七位に叙する（各通）（以上八月二十五日）
加藤　潮　菅　雅英

従五位に叙する（各通）
五十嵐　勉　岡本　義夫

従六位に叙する（各通）
井上　宣夫　恩田　良則

正七位に叙する（各通）（以上八月二十六日）
齋藤　克已

従六位に叙する（八月二十七日）
高津　利明

○叙勲

旭日単光章を授ける（八月二十二日）
石川　敬一

旭日単光章を授ける（八月二十二日）
須郷陸奥雄　山本　栄子

旭日単光章を授ける（各通）（八月二十三日）
菊地　康雄　生永　恭博　大野　進　安井　清

旭日単光章を授ける（各通）（以上八月二十四日）
栗橋　義三　吉野　賢治

旭日単光章を授ける（各通）（八月二十五日）
遠藤　正信　原　宏見

旭日単光章を授ける（各通）（八月二十六日）
（神戸大学名誉教授）　八木千賀子

瑞宝中綬章を授ける
（（独）国立高等専門学校機構職員）　太田　道也　酒井　浩一

瑞宝小綬章を授ける（各通）
小林　和雄　照屋　昌秀
原田　芳雄　堀岡　晃

瑞宝双光章を授ける（各通）
（警視庁警部補）　佐々木年彦　高橋　禎典　吉山　一宏

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十一日）
（高エネルギー物理学研究所名誉教授）　山川　達也

瑞宝中綬章を授ける
新井　正明　加納　新次
後藤　正規　瀧　俊弘
依田　清登　川田美佐男
花里　直大

瑞宝双光章を授ける（各通）
鴨志田亀雄　佐藤　幸一
鈴木　博　松本　欣也

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十二日）
（富山大学名誉教授）　上野　雅晴

瑞宝中綬章を授ける
太田　學　金　勝治
阿部　琢也　長谷部浩史
高梨　幸輔　友塚　信行
山室　孝信　松尾　裕

瑞宝双光章を授ける（各通）
小倉　政夫　川野　孝史
野澤　健　平野　鎭夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十三日）
高旨　孝一　寺田　雄司
松本　吉史　宮内　公美

瑞宝双光章を授ける（各通）
向井　雅一

瑞宝双光章を授ける（各通）
木村　博　武田　秀之

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十四日）
池田　真　糸井　吉則
横島　喜一　渡辺　新一

瑞宝双光章を授ける（各通）
丹野　忠彦

瑞宝単光章を授ける（以上八月二十五日）
五十嵐　勉　菅　雅英

瑞宝双光章を授ける（各通）（八月二十六日）
伊藤　恭平　小園　健一

瑞宝単光章を授ける（各通）（八月二十七日）

皇室事項

信任状捧呈式

九月二十六日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在アルジェリア特命全権大使トゥフィック・ﾐﾗｯﾄの信任状捧呈式を行われた。

御弔電

天皇陛下は英国王族ケント公妃キャサリン殿下薨去につき、九月十九日同国国王陛下へ御弔電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、トルクメニスタンの独立記念日につき、九月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

令和６年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要の公表について

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第６条の３第１項及び第２項の規定に基づき、次のとおり令和６年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要を公表する。

令和７年９月30日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のとおり」は省略し、林野庁国有林野部経営企画課及び各森林管理局に備え置いて縦覧に供する。）

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
長岡市宮本東方町字山本甲七三九番地内	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十月一日

(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(三)(二)(一) 占用を制限する区域	道路の種類	道路名	備考
	一般国道	四十三号
	神戸市東灘区住吉南町四丁目九三六番六地内	

(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合にお ける被害の拡大を防止するため。

(七)(六) 図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

(七)(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年十月二十一日

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

長崎労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月30日

長崎労働局長　倉永　圭介

第４号中「１時間953円」を「１時間1,031円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和７年９月30日　　経済産業大臣　武藤　容治

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社日本文化センター友の会	東京都新宿区高田馬場１丁目４番15号	友第6023号	令和７年６月23日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和７年９月30日　　関東経済産業局長　佐合　達矢

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、令和７年12月１日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、令和７年12月１日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社日本文化センター友の会	東京都新宿区高田馬場１丁目４番15号	令和７年６月23日

記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１
さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話048―600―0444
メールbzl-maebarai-kanto@meti.go.jp

様式

申　出　書

関東経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１．債務者の名称及び住所
２．債権額
３．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月30日

中国地方整備局長　杉中　洋一

１　処分をした年月日　令和７年９月５日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大畑建設株式会社　大畑　　勉　島根県益田市大谷町36―３　国土交通大臣許可（特―６）第2874号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年８月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

企業年金基金清算結了公告

当基金は、令和７年９月16日東北厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき公告します。

令和７年９月30日

青森県青森市橋本一丁目９番30号

青森銀行企業年金基金

清算人　木村　敏賢

令和６年能登半島地震における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金に関する個人型年金規約第87条の２第２項、第87条の３第２項及び第87条の４第２項に規定する国民年金基金連合会が定める日を指定する件

令和７年９月30日　国民年金基金連合会

個人型年金規約第87条の２第２項、第87条の３第２項及び第87条の４第２項の規定に基づき、令和６年能登半島地震における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例（令和６年１月12日公告）第２号において別途公告で定めることとされている日は、同特例第１号で定めた指定地域のうち、石川県輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び能登町に係る場合について、令和７年10月31日とする。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十五日
掲載頁　九十四頁（号外第一〇七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十五日
掲載頁　八十三頁（号外第一〇七号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月十五日
掲載頁　七十七頁（号外第一〇七号）

令和七年九月三十日

東京都文京区小石川二丁目二二番二号

（甲）楽天ブックスネットワーク株式会社
代表取締役　川村　興市

兵庫県川西市久代三丁目六番一号プロロジスパーク川西

（乙）株式会社ＯＲＳ
代表取締役　藤木　俊長

岩手県一関市大町一番二四号

（丙）株式会社北上書房
代表取締役　藤木　俊長

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年一月三十一日
掲載頁　十二頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年二月十三日
掲載頁　八十九頁（号外第二十九号）

令和七年九月三十日

東京都港区六本木三丁目二番一号

（甲）イタンジ株式会社
代表取締役　永嶋　章弘

東京都港区六本木三丁目二番一号

（乙）株式会社Ｈｏｕｓｍａｒｔ
代表取締役　針山　昌幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://syla-tech.jp/

令和七年九月三十日

東京都渋谷区広尾一丁目一番三九号

（甲）株式会社シーラホールディングス
代表取締役　湯藤　善行

東京都渋谷区広尾一丁目一番三九号

（乙）株式会社シーラテクノロジーズ
代表取締役　杉本　宏之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月三十日

東京都港区六本木一丁目三番五〇号

（甲）株式会社Ａｂｉｔｏ

代表取締役社長　二神　亮介

東京都武蔵野市中町一丁目一二番一〇―一五〇六号

（乙）株式会社ＡＭＣ―２

代表取締役社長　増田　明洋

合併公告

左記会社は、保険業法に基づく認可を前提に合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月二十七日に終了しております。合併後存続する甲の資本金の額は、金十億五千四百六十四万四千四百九十円であり、この合併による甲の資本金の額の増加はありません。

甲は乙の全株式を保有していますので、乙の株主に対する金銭等の割当ては行いません。また、乙は新株予約権を発行していないため、乙の新株予約権者に対する新株予約権または金銭の割当ては行いません。

尚、乙の保険契約者の合併後における権利は、合併効力発生日において、その内容に影響を受けることなく甲に引き継がれます。

この合併に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.daidokasai.co.jp/

（乙）https://www.dwil.co.jp/

令和七年九月三十日

沖縄県那覇市久茂地一丁目一二番一号

（甲）大同火災海上保険株式会社

代表取締役　松川　貢大

沖縄県那覇市久米二丁目二番二〇号

（乙）大同火災ＷｉＬ少額短期保険株式会社

代表取締役　松村　幸司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のフィットネス事業以外の事業に関して有する吸収分割契約書記載の権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月三十日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月三十日

掲載頁　二頁

令和七年九月三十日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

（甲）株式会社ＮＳＳＫ―Ｘ

代表取締役　津坂　純

大阪市中央区谷町一丁目七―四

（乙）株式会社ベストライフ

代表取締役　岩本　元熙

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の一関メガソーラー発電所における太陽光発電に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日

東京都中央区銀座二丁目一五番二号ＫＲＧｉｎｚａⅡ七Ｆ

（甲）ＣＥＳ岩手太陽光発電所合同会社

代表社員　一関一太陽光発電所一般社団法人

職務執行者　本間　理志

東京都中央区銀座二丁目一五番二号ＫＲＧｉｎｚａⅡ八Ｆ

（乙）ＩｃｈｉｎｏｓｅｋｉＳｏｌａｒＰｏｗｅｒ一合同会社

代表社員　ＣＥＳ岩手太陽光発電所合同会社

職務執行者　本間　理志

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社三藤工芸（住所東京都江戸川区大杉三丁目五番一四号）に対して、当社の神社寺院の授与品の製造及び販売、美術工芸品の製造及び販売等に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　水戸市において発行するいばらき新聞（茨城新聞）

掲載の日付　令和七年九月二十二日

掲載頁　二十三頁

令和七年九月三十日

茨城県水戸市大塚町字谷津一七六一番一六

株式会社三愛工芸

代表取締役　千葉　安宣

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＮＫホールディングス株式会社（住所東京都新宿区市谷山伏町二番三号）に対して当社の航空関連事業及び不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和七年九月十九日

掲載頁　十七頁

令和七年九月三十日

東京都新宿区市谷台町四番一三号第二赤沢ビル二階

練馬建設工業株式会社

代表取締役　杉山　信好

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日

埼玉県越谷市南越谷一―一―六四

３Ｃ　ｗｏｒｋｓ合同会社

代表社員　千藤　彰宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六階

合同会社フィリー

代表社員　渡邉　壮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日

東京都新宿区新小川町五番五号

合同会社北斗

代表社員　岩崎　北斗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日

東京都世田谷区深沢四丁目三一番二二号

ＨＯＴ　ＤＯＧ　ＳＴＵＤＩＯ合同会社

代表社員　伊藤　敬介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日

東京都八王子市長沼町一五一番地一九―二

合同会社ワンリーフ

代表社員　胡　建　民

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十日であり、組織変更後の商号は株式会社ＰＡＧとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日

東京都文京区湯島三丁目二〇―九ニューハイツ湯島五〇三号室

合同会社ＰＡＧ

代表社員　難波江亜未

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日

東京都千代田区神田和泉町一番地六―一六

ヤマトビル四〇五

代表社員　湯臣合同会社

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日

神奈川県横浜市神奈川区山内町一水産棟五階五一二号室

ＡＲＸＩＡ　Ｄｅｓｉｇｎ合同会社

代表社員　南條　玄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｖｉｓｉｏｎａｒｙとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日

名古屋市中区栄三丁目三五番四七号サン・栄三丁目ビル六〇四

合同会社ＶＴ　Ｇｒｏｕｐ

代表社員　山本ハヤト

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日

愛知県小牧市東田中二九七番地一二

ハピナス合同会社

代表社員　杉浦　譲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日

岡山県岡山市北区大元上町七番二〇号

合同会社ｍｏｍｏｔａｒｏ

代表社員　応武　朋枝

効力発生日変更公告

当社は、令和七年十月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年十二月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年九月三十日

札幌市北区新琴似町七八五番地五

ヒップスタイル北海道株式会社

代表取締役　新藤　繁

効力発生日変更公告

当社は、令和七年十月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年十一月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年九月三十日

滋賀県米原市西円寺四二七番地

株式会社近交運輸

代表取締役　山田　普

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三億六七六九万五一〇一円減少し、金一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://novaccel.jp/announce

令和七年九月三十日

茨城県土浦市虫掛三七〇六―一

株式会社ＮｏｖＡｃｃｅｌ

代表取締役　山下　了

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月四日であり、株主総会の決議は、令和七年九月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月三十日

掲載頁　七十二頁（号外第九十七号）

令和七年九月三十日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号

ＧＭＯ　ＡＩ＆ロボティクス商事株式会社

代表取締役　内田　朋宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十五日

掲載頁　一六二頁（号外第一九一号）

令和七年九月三十日

東京都渋谷区鉢山町三番二五号セボン代官山一一〇

株式会社ＳＴＵＤＩＯ　ＭＵＳＯ

代表取締役　田中　久也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月三十日

東京都渋谷区桜丘町四―一四ＶＯＲＴ渋谷桜丘ビル五Ｆ　株式会社Ａｍａｎｅｋｕ

代表取締役　鹿熊　亮甫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月三十日

大阪府大阪市北区梅田一丁目二番二号

株式会社ＤＴＢ

代表取締役　葉山　弘崇

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六億二千三百九十万七百三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十二日

掲載頁　二二三頁（号外第一六七号）

令和七年九月三十日

東京都港区南青山六丁目三番九号

株式会社ダイワロジテック

代表取締役　更科　雅俊

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を一億二千五百万円減少し二千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　二二三頁（号外第一四六号）

令和七年九月三十日

東京都中野区中野二丁目二四番一一号

株式会社優良住宅ローン

代表取締役　佐藤　考之

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十月十五日を基準日と定め、同日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、同日開催予定の当社の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主及び当該総会の目的事項である剰余金の配当を受けることができる権利者と定めましたので公告します。

令和七年九月三十日

横浜市金沢区福浦一丁目一三番地三

ＫＯＥＩ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　岩本　守

株式交換公告

当社（甲）は、株式会社スノーピーク（乙、新潟県三条市中野原四五六番地）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十四日

掲載頁　四十二頁（号外第八十三号）

（乙）http://www.snowpeak.co.jp/

令和七年九月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階

株式会社ＢＣＪ―80

代表取締役　杉本　勇次

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社ネームスターを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十一月四日までに当社にご提出下さい。

令和七年九月三十日

富山県滑川市柴三二〇番地二四

株式会社星名産業

代表取締役　星名　照彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるナヤ・ラジーヴ・スヴアシュが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月三十日

東京都港区三田一丁目四番二八号

ＱＵＥＳＴ　ＧＬＯＢＡＬ　ＳＥＲＶＩＣＥＳ　ＰＴＥ．ＬＴＤ．

日本における代表者　ナヤ・ラジーヴ・スヴアシュ

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十一月一日までに乙にご提出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十五日

掲載頁　一六一頁（号外第一九一号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月三十日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

（甲）ニューブリッジ2株式会社

代表取締役　安東　泰志

東京都港区西新橋二丁目八番六号

（乙）鋼板リースホールディングス株式会社

代表取締役　安東　泰志

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億七千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年七月十日付官報の号外第一五九号八十二頁に掲載されています。

令和七年九月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｈｉｊｅｔ特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十三億四千四百七十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0105/index.html

令和七年九月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｄｙｎａ特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年四月十八日付官報の号外第八十八号六十八頁に掲載されています。

令和七年九月三十日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

ＣＥＭＯＨＩＮＯＤＥ特定目的会社

取締役　スティラック・ジラティワット

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0037/index.html

令和七年九月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｆｌｏｗ－Ｋｏｎａ特定目的会社

取締役　安藤　康浩

確定給付企業年金の清算公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金（四規　第〇一二一九一号　旧南西石油分）は、令和七年八月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和七年九月三十日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

太陽石油株式会社

確定給付企業年金　清算人　田中　一平

訂正公告

令和七年九月十八日（号外第二〇九号）掲載の第三十九期決算公告（枠組）中、流動資産の金額「3,482,879」とあるは「3,508,332」、資産の部合計の金額「3,921,540」とあるは「3,946,993」、株主資本の金額「1,765,909」とあるは「1,791,362」、利益剰余金の金額「△918,208」とあるは「△892,754」、その他利益剰余金の金額「△918,208」とあるは「△892,754」、うち当期純損失の金額「(362,832)」とあるは「(337,379)」、負債及び純資産の部合計の金額「3,921,540」とあるは「3,946,993」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和七年九月三十日

東京都新宿区新宿一丁目一番一一号

株式会社アークノハラ

代表取締役社長　岡本　力

訂正公告

令和七年八月十九日掲載のトライヴィスタ・キャピタル株式会社に係る資本金及び準備金の額の減少公告中、資本準備金の減少額「一千五百円」とあるは「一千五百万円」の誤りにつき訂正します。

令和七年九月三十日

扱　店

訂正公告

令和七年九月二十四日掲載の被相続人　亡　岡田　勉に係る限定承認公告中、「岡山県倉敷市東町一〇七七番地三」とあるは「本籍岡山県倉敷市東町一〇七七番地三」の誤りにつき訂正します。

令和七年九月三十日

扱　店